

久喜宮代衛生組合 障がい者活躍推進計画

1 機関名

久喜宮代衛生組合

2 任命権者

久喜宮代衛生組合 管理者

3 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4 久喜宮代衛生組合における障がい者雇用に関する課題

久喜宮代衛生組合は、職員の過半数が構成市町からの派遣職員で占めている小規模な団体である。また、本衛生組合採用職員の最後の採用は平成27年度であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。なお、今後、衛生組合採用職員の募集・採用の予定はない。今後、職員が中途障害者として身体障がい者等となる場合も想定されるが、現在に至るまで、組織的な体制整備を特段行ってこなかった。

5 目標

項目	取組内容
採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
定着に関する目標	なし

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、速やかに選任するとともに、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

■ 職員の障がいに対する理解を深めるため、障がいに関する研修を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

■ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

■ 定期に実施している人事評価面談の際をはじめ、機会を捉えて障がいのある職員から必要な配慮等の有無を聴取し、継続的に必要な措置を検討する。

■ 非常勤職員の募集にあたっては、障がい者と障がい者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずるとともに、次の取扱いを行わないものとする。

- ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・ 雇用期間中、就労支援機関の支援を受けられることといった条件を設定すること。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施すること。

■ 障がい者の要望を踏まえ、障がい者が利用しやすい職場環境の整備を検討する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。